

# 議会運営委員会

平成24年8月29日午前9時00分から委員会室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中西 和夫                      ○木澤 正男                      中川 靖広  
小野 隆雄                      飯高 昭二                      辻 善次  
嶋田 議長

## 2. 理事者出席者

総務部長      西本 喜一

## 3. 会議の書記

議会事務局長      藤原 伸宏                      同 係 長      安藤 容子

## 4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 中川委員、小野委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会し、本日の会議を開きます。

最初に、会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員に中川委員、小野委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますレジメのとおりでございますので、レジメに沿って進めてまいりたいと思います。

1. 協議事項（1）平成24年第3回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、6月18日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、9月4日（火）から9月26日（水）までの会期23日間ということで決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成24年第3回斑鳩町議会定例会は、9月4日（水）から9月26日（水）までの会期23日間ということで決定をさせていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、9月議会の付議予定議案について総務部長から概要説明を受けることといたします。

西本総務部長。

総務部長

予定しております提出議案数は、議決案件が7件、認定案件で7件、同意案件で2件、報告案件が1件の合計で17件であります。

まず、議決案件であります。

①の斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。児童福祉法が改正され、障がい児に係る通所の支援が見直されましたことから、条文中のこれら名称を改正するものであります。

②の平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億688万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ88億5,896万5千円とする補正でございまして、主な内容としまして、歳入では、平成23年度会計の決算剰金の繰越金、約4億8,375万円の補正のほか、地方特例交付金と地方交付税の本年度の交付額の決定による増額補正、また町指定文化財調査事業が活力あふれる市町村応援補助金の対象事業となったことによる県補助金の受け入れ、前年度の福祉医療費助成事業補助金の精算補正、町債の発行額の確定による補正であります。

また、歳出の主な内容でございますけれども、土地開発基金につきまして、保有地2件を買い戻すことから所要額、約1億7,213万円でございますが、その追加補正、あわ保育園において、保育園児の増加等に対応するため、新たに調理室を新築し、現在の調理室を保育室に改修することから、その追加補正約8,000万円、それから自主防災組織の設立と運営を促進するため補助金を創設しますことからその追加補正を、岩手県大槌町への復興支援として町職員の派遣を行うことのための追加補正のほか、地域集会所施設整備費補助金の見直しを行ったことによる支援補助金の増額補正、また防犯灯設置補助金のLED防犯灯への取替等の申請件数が増えていることによる増額補正、役場庁舎の中央監視装置が老朽化し更新が必要となったための補正等でございます。

また、本年9月1日からポリオの定期予防接種が経口生ワクチンから皮下注射の不活化ワクチンに切り替わり、集団接種から医療機関での個別接種となるための増額補正、あと福祉医療費助成事業・障害者自立支援給付事業・次世代育成支援対策事業の国庫・県補助金・交付金の精算による償還金の増額補正などを、それぞれお願いするものでございます。

次に、③の平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,590万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ35億8,060万9

千円とするものであります。

主な内容としまして、歳入では、本年度の前期高齢者交付金、後期高齢者支援金及び介護納付金の確定による補正と、これによる国庫、県支出金の財政調整交付金の確定による補正、また前期高齢者交付金の概算交付額の確定、及び歳入欠かん補填収入の増額補正などがございます。

また、歳出では、後期高齢者支援金の医療費拠出金の確定による補正、療養給付費負担金の精算による償還金の補正、前年度繰上充用の執行に伴います補正等を、それぞれお願いするものであります。

次に、④の平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,436万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ18億8,276万7千円とするものであります。主な内容ですが、歳入では、平成23年度のこの介護保険事業特会の決算による繰越金の増額補正でございます。

また、歳出では、被保険者の保険料還付金の確定による補正、また平成23年度の国庫支出金、県支出金、及び支払基金の交付金が超過交付となりましたことから、その償還金の補正と、平成23年度の当会計の決算による余剰金を基金に積み立てる内容の補正予算でございます。

⑤平成24年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ123万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ3億3,223万4千円とするものでございます。歳入では、平成23年度のこの会計の出納整理期間中に収納のあった保険料等の繰越金の確定額の補正と、歳出では、この繰越金を財源といたしました、後期高齢者医療保険料等負担金及び後期高齢者医療広域連合からの被保険者への保険料還付金補正を、それぞれお願いするものでございます。

次に、⑥ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結についてでございます。地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、予定価格が5千万円以上の工事請負契約につきまして、議会の議決を求めるものであり、去る8月7日に郵便によります制限付一般競争入札に付しましたごみ積替え施設整備に係る工事請負契約の締結で、契約の相手方は、新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店で、契約金額は、2

億9,662万5千円であり、工期は、議会議決後より平成25年12月6日までの437日間でございます。

次に⑦、斑鳩町土地開発公社の解散についてでございます。最近の社会経済情勢から斑鳩町土地開発公社による先行取得の必要性が低下するなか、土地開発基金を活用することで、必要な公有地の先行取得がある程度可能となってきましたことから、斑鳩町土地開発公社を解散しようとするもので、公有地の拡大に関する法律第22条第1項の規定によりまして、設立団体の議会の議決を求めるものでございます。

次に、認定案件の7件でございます。

①の町道認定についてでございます、開発道路の帰属による5路線、位置指定道路の寄付による2路線の合計7路線の認定をお願いするものであります。

次に、②～⑦の平成23年度斑鳩町一般会計の歳入歳出決算の認定、及び5つの特別会計の歳入歳出決算の認定、合わせて6件の決算関係の認定について、お願いをするものでございます。

次に、同意案件の2件でございます。斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについて（その1とその2）でございます。

現委員の高塚好弘氏及び藤川和子氏の任期が、平成24年10月7日をもって満了となりますことから、引き続き高塚好弘氏にお願いすること、そして藤川和子氏の後任として古川千代美氏を任命いたしたく、議会のご同意を求めるものであります。

次に、報告案件でございます。平成22年度から平成23年度までの2か年の継続事業として、稲葉車瀬1丁目地内で進めてまいりました路線延長520メートルの稲葉汚水幹線工事が完了いたしましたことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

以上が、平成24年第3回定例会に提出を予定しています議案の内容でございます。よろしくお取り計らい方、お願いを申し上げます。

以上です。

委員長

ただいま、付議予定議案の概要説明を受けましたので、これについて

何か質疑等ございましたらお受けいたします。

中川委員。

中川委員 保育園の園児室っていうのかな、新設するのに補正予算、一般会計の補正予算説明いただいてんけど。新たに調理室つくって、調理室を園児室にもういっぺんリフォームか、いらうという説明やってんけど、なんでそんな二度手間なことしはるのかなと思って。

総務部長 現在の調理室があわ保育園で保育する園児が増えましたために、手狭になってきました。保育する園児が増えたということで、今の調理室が狭くなってきたと、そのためにそれを建て替えることとしまして、それは今のあわ保育園の園舎の、北側園舎の東側に建てます。その後、現在ある調理室を保育室に改修して、待機児童等の解消につとめて、保育園児の受け入れを少しでも多く受け入れていくというような考えで、調理室を別に建てると、そういうことでございます。

中川委員 担当部長ちやうさかい、あまりしつこく聞くのあれやけど。園児の数増えたさかいて、調理室そんな大きしやなあかんのかな。それやったら調理室そのまま使って保育室隣へ、東側へ引っ付けてつくった方がひとつで済むように思うけど、まあそんなここでえろう聞いてもあれやさかい。

総務部長 今、申しましたように、調理室がもともと狭くなってきたと、子どもの数が増えてきて調理がしにくくなってきた、料理とか並べる場所も狭くなってきてまして、そのために大きめの調理室を新たにつくって、今ある調理室を保育室に替えていくと、そういう考えでございます。

委員長 よろしいですか。他、ございませんか。 小野委員。

小野委員 今、中川委員の関連やけど。私も厚生常任委員会にいてないんで、ちょっとわかりにくいところもあるんやけど。厚生常任委員会のそういう

流れっていうんか、それはもう説明、例えば、もう図面等を出してしてはんのかどうかだけ確認しておきたいんやけど、その点はどうですか。  
委員長、厚生。

委員長 私、厚生に入ってますんで。その関係については、図面等は提示していただいて、説明を受けております。せやから、今総務部長のほうからも説明ありましたように、当初の調理室、ずっとその状態のままできていたということもありますんで、その中で園児が増えてくる中、調理室自体がもう手狭になってきていると。新たにそれをそこで増築という形にするのは、新たに別のところに建て直して、今待機児童の関係もございまして、その受け入れ等もしていくということで、今の調理室を保育室に改造していくということですので。もともとの調理室自体が一番初めの規模の大きさに合わせてつくった調理室ですんで、その間、園児、児童増えてきてますんで、ある程度手狭になってきておることは事実なんです。

中川委員 そんな狭い調理室、園児室にいけんのか。

委員長 西本総務部長。

総務部長 当初の調理室、あわ保育園の定員が150名ですので、150名分の、今委員長がおっしゃっていただいたスペースで調理室をつくってました。現在は受け入れしている園児が219名と70人ほど増えております。そのために今の調理室が狭いということで、別にその人数、219名以上に対応できる調理室につくりかえるということで、数字的にはそういう数字になっております。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

付議予定議案については、あらかじめ説明を受けたということで了承しておきます。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表を合わせてご覧いただきたいと思います。日程順に確認をしていきたいと思います。

会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各常任委員長から報告を受けることといたします。

次に、付託議案の取扱いですが、付議予定議案について、既に8月の各常任委員会で、あらかじめ報告がされておりますが、付託先などについて確認をさせていただきます。

まず、日程7、議案第32号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例については、厚生常任委員会へ付託。次に、日程8、議案第33号、日程9、議案第34号、日程10、議案第35号、日程11、議案第36号の4議案については、一般会計及び特別会計の補正予算になりますので、予算決算常任委員会に付託。次に、日程12、議案第37号ごみ積替え施設整備工事請負契約の締結については、厚生常任委員会へ付託。次に、日程13、議案第38号、斑鳩町土地開発公社の解散については、総務常任委員会に付託。次に、日程14、認定第3号、町道認定については、建設水道常任委員会へ付託。次に、日程15、認定第4号、平成23年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程20、認定第9号、平成23年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの6議案につきましては、一般会計と各特別会計の決算認定でございますので、予算決算常任委員会に付託。

次に、日程21、同意第2号と日程22、同意第3号の、斑鳩町教育委員会委員の任命について同意を求めることについての2件の同意案件

につきましては、人事案件でございますので、慣例によりまして、初日に即決したいと思います。また、この同意第2号と同意第3号の2議案につきましては、一括議題にしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。同意第2号と同意第3号の2議案については、一括議題とし、初日にお諮りいただくことといたします。

次に、日程23、報告第7号、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計継続費精算報告書の報告については、報告案件でございますので、慣例により初日に報告いただくことにしたいと思います。

付議予定議案については以上でございますが、ただ今、申しあげましたとおり、付議議案の取扱いをしたいと思います。ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしていただきますようお願いをいたします。

総務部長のほうから何か他に報告等しておくことはございませんか。

西本総務部長。

総務部長

すいません、1点だけお願いがございます。一般質問の日程の関係でございます。この9月10日の一般質問の午後からの日程につきましてお願いがございまして、9月10日一般質問の初日のこの日の午後2時から、奈良県主催の平成24年度の第3回奈良県市町村長サミットが、明日香村のほうで開催をされます。そのためこの9月10日の午後は町長または副町長がそのサミットのほうに出席をさせていただきたいために、9月10日の一般質問におけます午後からの日程につきまして、ぜ

ひご配慮をいただきますよう、お願いを申しあげたいと、このように思っております。以上でございます、よろしくをお願いを申しあげます。

委員長 ただいま、総務部長から、9月10日の一般質問の初日になりますが、午後2時より奈良県・市町村長サミットが開催され、町長が出席をされるということで、一般質問の終了時間について配慮してほしいということでございますが、これについて何か委員さんのほうでご意見がございましたらお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 出席されるのはやむを得ないのかなというふうに思いますんで、また議長のほうにおかれまして、やっぱり一般質問ですので、町長に答弁してほしいという方もいらっしゃると思いますので、また順番調整のほうで、ご配慮いただきたいと思います。

委員長 他、ございませんか。

( な し )

委員長 それでは、9月10日の一般質問の終了時間については、先ほど副委員長のほうからありましたように、議長のほうにおいて配慮していただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、総務部長には他の公務もごございますので、ここで退席をしていただくことといたします。 小野委員。

小野委員 この要請書もあるので、総務部長に聞きたいこともあるかもわかりませんので、もうちょっとおってもらいたいねんけど。どうですか。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時20分 休憩 )

( 午前9時20分 再開 )

委員長

再開いたします。

今、小野委員の方から要請書等の関係について、また、その中身について総務部長にも確認をしたいというようなこともございますので、総務部長すいませんが、この案件が済むまでここでよろしくお願いいたします。

総務部長

はい。

委員長

それでは、続きまして、(2) 要請書等の取扱いについてを議題といたします。

これまでに6件の要請書などをお受けしております。この取扱いについてご協議いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、これらの文書を受けた経緯などについて、簡単に事務局から説明をお願いいたします。 藤原議会事務局長。

議会事務局長

それでは、これまでに提出されました要請書・陳情書の写しをお手元にお配りをいたしておりますので、ご覧いただきたいと思います。

まず、2012年奈良県網の目平和行進要請書でございます。これにつきましては、去る6月27日に原水爆禁止国民平和行進奈良県実行委員会の平和行進が斑鳩町に来られまして、受け取ったものでございます。

また、次の高齢者施策を担うシルバー人材センターへの支援の要請でございますけれども、7月23日に、斑鳩町シルバー人材センターの事務局長さんが直接事務局にお越しになり、提出されたものでございます。

また、次の核兵器廃絶・平和行政推進に関する要請書につきましては、去る7月25日に反核平和の火リレー実行委員会の平和の火リレーが斑鳩町に来られまして、受け取ったものでございます。

次に、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてという依頼につきましては、8月3日に、全国森林環境税創設促進議員連盟、会長につきましては新潟県

の村上市議会議長さんでございますけれども、そこより郵送にて提出を受けたものでございます。

次に、日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）可決のための陳情につきましては、日本軍「慰安婦」問題の解決に向けた意見書可決をすすめる奈良の会より提出され、8月16日に郵送にて受け取ったものでございます。

次に、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情についてですが、提出者は斑鳩町興留1丁目の山本さんでございまして、8月27日に代理人の方が事務局にお越しになり、提出をされたものでございます。

以上、簡単ですがご説明とさせていただきます。

委員長 　ただ今、局長から説明のありましたこれら要請書などについて、どのように取扱いをするのか、提出を受けました順にひとつずつ委員皆さまのご意見をお聞きしてまいりたいと思います。

まず、はじめに、2012年奈良県網の目平和行進要請書について、ご意見をお願いいたします。　中川委員。

中川委員 　毎年、町長、議長の連盟で意見書、アメリカやったかな、送付してもらっているし、もう各議員に配布でええのと違うかなと思います。

委員長 　今、中川委員のほうから配布でいいのではないかという意見が出ておりますけれども、他、皆さんのご意見はいかがですか。　小野委員。

小野委員 　今、中川委員から、そのような意見ですけど、総務部長せっかく残ってくれてんから、町長にも同じようなの来ているんですか。それで町長どのように考えておられるのか。それについては、今のところわからない。

総務部長 　今のところ町長の方に、この文書来ているかちょっと確認しておりませんので、また確認をしておきたいと思います。それから町長の意向で

ございますけども、町長から直接この文書についての意向は聞いておりませんけども、今こういう原水禁につきましては、新聞等にも議会との連名で投げ込みを行って、反対ということで表明されておりますので、同じような形になるのではないのかなというふうには思っております。以上です。

小野委員 町長と議長連名で、こういうアメリカとか、核実験を行った中国とか、以前は連名で出していたという経緯もあったと思います。こういう要請があつて、連名で出したというようなことは今まであるんやろか。ちょっと私はこれがあつたから、出したというように受け止めたんやけどね、中川委員の意見というのをね。過去にそういうことがあるから、もうこれは配布でええという考えで、まとめてもらうんやったらそれでええと思うねんけど。

委員長 中川委員が今言われたのは、この問題に対してやなしに、核実験を行う国に対しては、町長、議長名で抗議のあれを出しているということ、そういう行動をおこしているんで、この件についてはもう配布でええのではないかというような意見だったと思いますけども。 小野委員。

小野委員 ちょっとそれを確認させてもらって、その意見についてはそういうことで結構だと思います。これがあつたから出すとか、そういう行為でないということで、ちょっと確認さしてもらいました。

委員長 そうしたら、配布ということの意見出ておりますので、そういう取り扱いをさせていただいてよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております要請書につきましては、各議員に配布することを確認をしておきます。

次に、高齢者施策を担うシルバー人材センターへの支援の要請につき

まして、ご意見をお伺いいたします。 飯高委員。

飯高委員 これにつきましても、毎年シルバー人材センターからの支援要請ということでもきているんですけども。やはり今の経済考えて見ますと、それと高齢化ですね、雇用の創出というのも大事になってきますし、経済情勢のうえからにおいて、今増加する会員の就業の機会を提供するというのも書いてありますし、今回これ取り上げさせていただいて、する方向でということで、考えてはどうかと思います。

委員長 今、飯高委員のほうからは取り上げたらどうかということでございますけども、ほか、委員さん。 中川委員。

中川委員 毎年決まって補助してるしね、町としては精一杯していただいていると、私は認識しているんでね。これもう、取り上げて議会で議論するような問題に、議論にならへんのかなと、そのように思いますので。町のほうがもうちょっと補助金削減するとか、というような話が出てきたら別やけど、今のところ毎年同じように補助していただいているんで、もう配布でどうかと思いますねけど。

委員長 今、中川委員のほうは配布でいいという意見でございますけども。他、この件について。 飯高委員。

飯高委員 毎年確かに同じような文面という形の中で、最後にですね、発注促進税制の創設というて、新しいことについての提議がされているわけですけども、この辺を含めると、丸々同じ内容のものではないかなと思いますので、これも新しい考え方についての、議会もこれについて、今回取り上げて、また議論していただければと思いますけども。

委員長 他に、ご意見などございませんか。 小野委員。

小野委員 ちょっとこれ不勉強で申し訳ないねけども。昨年、毎年こういうこと

が出てきてあるんだらうなということもわかっているんですけどもね。昨年はどうのようにしたのか、また今、飯高委員が最後のところ創設をお願いいたしますということで、新しい要請もあるということなんですがね。今まではそういうのがなくてね、支援の要請ということで、あがってきてあって、それを委員会に付託してということに、そうしてきたのか、そういう経緯をちょっと、申し訳ない、不勉強ですので、ちょっと教えてもらえますか。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務 いつからこういう要請が出てまいってきたのかは、ちょっと認識はしておりませんが、これまでの取り扱いとして、議案として取り扱いましたのは、例の民主党政権下での事業仕分けにおいて、シルバー人材センターへの補助金が大幅に削減されると、そういったときに、重要な事項として、議案として、1度だけ取り上げております。昨年につきましては、議案としての取扱いをせずに配布に留めるということで終わっております。

委員長 小野委員。

小野委員 飯高委員、すごく勉強されて、この最後の「発注促進税制の創設をお願いいたします」と、このようなことも言っておられるということで、このことについても、議会としてもどういふものか勉強する機会としてね、私は付託していただければありがたいなと思います。そのまま配布ということになれば、やはりそういう機会も少なくなってくるから、勉強する機会も少なくなるかなと思います。今回そういう要請もあるということで、委員会付託にいただければいいかなと思います。意見として申しあげておきます。

委員長 今、飯高委員、小野委員は付託、中川委員は配布にとどめると、辻委員、それに対しては。

辻委員 最後に線を引いてあるねんけど。ちょっと勉強もしたいなという気もありますけども、なかなか税制というのは、また国に対する陳情というような感じも出てきますので、今回はこれ一応、毎年同じような感じで出てますねけども、配布でええのかなっていうような感じで、私は配布。まあ勉強もしたいという気もありますけど、まあ配布でお願いしたい。

委員長 木澤委員、どうですか。

木澤委員 以前に国のほうに、斑鳩町議会として意見書をあげるという形も取らせていただいて、予算措置についてはお願いをしてきたところですけども、おっしゃるように、年々状況が改善されてこない中で、シルバー人材センターの皆さんもやっぱり運営に困っておられるというところで、再度、その意見書をあげるかどうかの是非は別にして、委員会で付託して議論していただくのはいいのかなというふうに思います。

委員長 今、個々に意見聞かせていただきましたが、委員会に付託して研究してはどうかということでございますので、この件については付託をしていきたいというふうに思います。付託先について、一応、シルバーの関係ですんで、厚生常任委員会に付託ということでしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 辻委員。

辻委員 今、付託の理由として、飯高委員が発注促進税というのを、税制問題やから厚生でいいのかどうか、ちょっとそのへんわからへんねんけどもね。税の関係やから、総務、全体的には厚生でええと思いますけども、これだけ取り上げたら総務みたいな感じもしますねんけども、その辺またどうかなというような感じもするというところで。

委員長 飯高委員。

飯高委員 今、私が申しました発注促進税制、これだけではないと思うんです。

全体を踏まえる中において、また、その議論もあるのではないかなど、のせていただきたいということで、全体を捉えてということで申しあげております。

委員長            ということは。

飯高委員        厚生でということ。

委員長            今、飯高委員のほうからは厚生でということでございますけれども、他の皆さんご意見どうですか。    小野委員。

小野委員        飯高委員のその考え方というか、説明のほうは私は理解しやすいと思いますので、厚生のほうで付託していただけたらと思います。

委員長            今、小野委員のほうも厚生のほうにということで、そういう形とらしていただいて、よろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

委員長            それでは、ただ今議題となっております要請書につきましては、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託することで確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程表には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

次に、核兵器廃絶・平和行政推進に関する要請書につきまして、ご意見をお伺いいたします。    中川委員。

中川委員        配布で結構かと思えます。

委員長            今、中川委員のほうから配布でということでございますが、他、委員さん、ご意見どうですか。    木澤委員。

木澤委員 以前にも、毎年こうしていただくんですけども、項目がやっぱり多岐にわたってしまして、どこに付託をして審議をしていただくというの、難しい状況もあるのかなということでは、個々のね、問題についてそれぞれ取り上げるのであれば、議員さんの中から、議員提案という形もありますんで、今、中川委員おっしゃったように、配布でお願いしたいと思います。

委員長 今、木澤委員のほうからも配布ということでございますが、この件について配布でさせていただくということによろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 ただいま議題となっております要請書につきましては、各議員に配布するというところで確認をしておきます。

次に、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について、ご意見をお伺いいたします。

木澤委員。

木澤委員 これ送ってきていただいているのが、議員連盟ということで、地方の実情を考えて、これではだめだということで、国に対して財源確保を求めるということで、意見書をあげてほしいということですので、意見書がどういうものになるのかとか、中味の是非の問題は今の段階では何もいえませんが、議論をしていただくというには必要なことかなと、地方議会としても。ですので、担当の委員会に付託をするという方向でいいのかなと思います。

委員長 木澤委員のほうからも付託ということで、意見出ておりますけども、他の委員さんいかがですか。 中川委員。

中川委員 この場でわかるのかどうかわからへんねけれども。最終的に森林面積に応じて税を譲与するというような内容やねけど。森林面積からいった

ら、奈良県って有利なんか不利なんかどうやろ。不利なことこんなわざわざ意見書出すことはないと思ったんで。地元に対して不利なこと意見書出す必要あらへんと。そうなる、付託する意味もないから配布でいいのかなと思うさかいに。

委員長 小野委員。

小野委員 それらをいろいろ調査するためにも付託して、その委員会で結論を導いていったらいいんじゃないかな。今は議運の委員会ですので、担当の委員会に付託しておいて、その中で。先ほど副委員長も言っているように、そういう必ず意見書を採択していくんだという方向だけではないということ。今の質問も含めてね、付託して委員会で掘り下げてみたいと、私はそう思いますねけども。

委員長 小野委員のほうからも付託ということでございますけども、それでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは付託先について、協議願います。 木澤委員。

木澤委員 大きく捉えますと、温暖化の問題ということになってきて、私は厚生常任委員会かなというふうに思うんですけども。これ地方財源の問題とか、あと、森林の関係でいうたら今度は環対かなとか、いろいろ分かりますけども、大きく捉えるのであれば、やっぱり温暖化の問題として捉えて、厚生常任委員会に付託をしていただくのがいいのかなというふうに思います。

委員長 厚生常任委員会ということでございますけども、よろしいですか。

( 異議なし )

委員長        それでは、ただいま議題となっております要請書につきましては、定例会に上程し、厚生常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

次に、日本軍「慰安婦」問題の早期解決を求める意見書（案）可決のための陳情について、ご意見をお伺いいたします。 木澤委員。

木澤委員        今、大阪の橋下市長なんかの発言があるように、過去に日本政府としてこの問題に対して見解を公表してはありますが、そうではないというようなことを言い出す人もいらっしゃる、なかなか難しい問題ではあるんですけども。国に対して、やっぱりきちんと日本政府の見解はどうかとうことも、はっきり示してもらいたいという思いもありますので、委員会に付託して議論していただいて、意見書をあげるかどうか、またその時の議論によりますけども。付託していただいて議論をしていくという方向で私はお願いしたいと思います。

委員長        木澤委員のほうは付託してはどうかということでございますが、他、ご意見ございますか。 飯高委員。

飯高委員        今、副委員長言われましたけども、国においては、今、領土問題のある中、韓国側からの、この慰安婦ですか、やっぱり過去の歴史とかいろいろあるんです。国においてもなかなかこれに対する回答を出されないとか、難しい問題がある。これを地方議会が、今、議論を本当にできるのかなど。過去の歴史というのは本当に深い歴史があって、その中で踏まえての議論をしていかなければならないというのが、やっぱりまだ基準かなど。各委員さんにおいては、そういった歴史を踏まえて議論をしていく必要があるんですけども。けども、やはり国においても、まだまだ相手国に説得・理解できるような事態となっていないと。ここは、この意見書に対しましては、また陳情者に対しましては、各委員さん、勉強、今後いただいて、するという方向で配布にとどめといたらい

いかなとは、私は思います。

委員長 飯高委員は配布ということでございます。他の委員さん。 辻委員。

辻委員 なかなか難しい。私も飯高委員、配布でええのかなという気もさせてもらってます。なかなかこれも歴史というのがあります。なかなか我々にしては判断しにくい問題でもありますので、その辺も含めながら、これから勉強していくということで、配布ということにええのかなと思います。

委員長 辻委員のほうも配布ということでございます。他の委員さん、配布という形でよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっております陳情書につきましては、各議員に配布するという確認をしておきます。

次に、「緊急事態基本法」の早期制定を求める意見書提出を求める陳情について、ご意見を願います。 中川委員。

中川委員 この陳情者っていうんですか、書かれていること、韓国、中国等々、外部的な問題もあるし、東日本大震災っていうこともあるし、平成16年にこれ書いたの、民主、自民、公明、3党で合意して、制定するという合意されているものが置き去りにされているということもありますんで、斑鳩町としても、世界文化遺産のある町として、こういうことについて、委員会に付託していただいですね、国に対して意見書出すということであれば、出していただいたほうがいいと思いますので、付託していただいたらどうかなと思います。

委員長 中川委員のほうから付託してはどうかという意見でございます。他の委員さんご意見。 小野委員。

小野委員 中川委員の意見と一緒になんですが。ちょっと局長にちょっと聞きたいんですけどもね。先ほど説明ではこの陳情者がこちらへおいでになって、陳情されたんじゃないかと、代理人が提出されたということなんですがね。それも別に問題、郵送と同じことで、別に問題ないんですけどもね。何か事情を聞いておられて、言えるんだったら、言える範囲内だったら、別に何も聞いていないと、個人的なことなのか。その代理人が陳情者になってもええのになという気持ちがちょっとあるし、またここへ提出される方が、ことづかってきただけということで、受けられたのか、ちょっと言える範囲で結構ですから。

委員長 藤原議会事務局長。

議会事務局長 詳しいことは私もちょっとお聞きはしておりませんが、代理人の方がおっしゃるには、陳情者の方が今日は会社があつて、どうしても休めないんだということで、私が代わりに提出させていただきましたということでお聞きしております。

委員長 よろしいですか。 木澤委員。

木澤委員 読ませていただいて、たぶん議論するということについては、私もやぶさかではございませんので、最終的にこの立場に立てるかという、そうでは、多分ないとは思いますが、付託していただいて、議論していただくということについては結構だと思います。

委員長 この件については付託ということでよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、付託先について協議願います。

( 「総務で。」という声あり )

委員長 総務委員会でよろしいですか。

( 異議なし )

委員長 それでは、ただいま議題となっております陳情書につきましては、定例会に上程し、総務常任委員会に付託するということで確認をさせていただきます。なお、お配りをしております議事日程には入っておりませんので、議案として追加をさせていただきます。

総務部長がこれで退席していただきますので、暫時休憩いたします。  
ご苦労さんでした。

( 午前9時53分 休憩 )

( 午前9時53分 再開 )

委員長 再開いたします。 中川委員。

中川委員 この(3)の議長諮問についてはね、もうこんなんあと1時間や2時間でね、また話もできるような内容ではないんでね。これ閉会中にね、また朝から別の日に改めて議会運営委員会開会していただいて、その中で議論してもらったらどうかなと思いますねけども。

委員長 今、中川委員については、また日にちを改めてということでございませうけども。これから詰めていく中で、やはり時間もかかってくると思いますんで。この件につきましても、これからやって昼過ぎて、また続けてやっていくというような形でもございませぬ。ただまあ一番問題になってくるのは、今の議会改革と議員定数についてと、これが一番ネックになってくると思いますけども。今回、前回、事務局のほうから資料を出していただいておりますんで、それについて、少しその件について意見をいろいろ出していただく。あと、その意見をある程度聞かせていた

だいた中で、またこれからの進め方について、また私と副委員長と一緒に、その辺の進め方を協議していきたいなというふうに思いますんで、新たにまた日にちを設けてということになれば、出てきていただく回数もかなり増えてくるかなと思いますんで。できればこの件については、例えばあと1時間とかいう形もとらせていただく、また、閉会中の委員員の中でもこの件だけでという形になるかもわかりませんが、できるだけお時間をとっていただいて進めさせていただきたいなと思いますねけども。

10時15分まで休憩いたします。

( 午前 9時56分 休憩 )

( 午前10時15分 再開 )

委員長

再開いたします。

次に、(3)議長諮問について、①議会改革と議員定数についてを議題といたします。

前回の委員会で、正副議長と監査委員の任期について、議員報酬の削減について、請願及び陳情書のあり方について、この3点については一定の結論を得ておりますので、今回は、議会構成と議員定数について集中的に協議いただきたいと思います。前回にご要望のありました平成17年、18年当時の資料につきましては、既に皆さま方に配布をさせていただいておりますので、お読みいただいたかと思っておりますので、これらの経緯も踏まえまして、ご意見をいただければと思います。

それでは、ご意見をお受けいたします。中川委員。

中川委員

前回も、私申しあげましたように、先にもう定数、例えば15のやつを13やったら13、12やったら12、14やったら14で、定数を決めてもらって、そこから委員会の構成に当てはめていったほうが議論がスムーズに進むのかなと思いますねんけども。定数について先に議論してもろたほうがええんとかやうかと思うんですけれども。

委員長 今、中川委員のほうから、これを進めていくなかでは、先に定数を決めて、それから決めていってはどうかという意見が出ておりますけれども、他の委員の皆さんの意見は。 小野委員。

小野委員 そうですね、ちょうどあれ、自治法の改正時期、前回の17年、18年にかけて、この資料ありますけれども、再度こう読み直してみたら、ちょうど、その改正をとというのは、1議員1常任委員会という、自治法が改正されて、それが撤廃されたということも。撤廃されていく時期と議員定数を議論したときが1年前ということで、その、それを含めてやるんかとか、定数を先に決めてやるんかとか、委員会のあり方ということから出発してましたので、前回はね。委員会をどういう具合にしたらいいかとか、やっていくんだということで。それで必然的に、その定数が決まっていた。そして、その自治法が改正されたのは、施行されたのが19年度ですので、改選後の委員会をどうするというので、それで結論を見出してきて、19年の3月に委員会条例の改正、それと18年度の最終ですかね、そのときに議員定数の改正。その中にはいろいろと他の団体からもいろんな圧力もあったということも、これざっとかぶって、懐かしく思い出してはいたんですがね。今回はその自治法の改正で複数委員会やれるということですので、その定数を先に決めて、それから、委員会のあり方というかね、それをやってもいいんじゃないかなと、そのように思います。

これを読んでいただければ、当時の議運の委員長が里川委員長。それで副委員長に飯高議員さん、やっておられて、私もそこに参画していたわけなんです。今の議運の委員長が議長として諮問されて、それを議論していた。定数についても一応決定したということで。その明くる年には、私が委員長さしてもらって、里川さんが副委員長ということで、それで今の委員長が議運のメンバーとして入ってもらって、いろいろ議論してました。それらのときも、やはり方向を決めて、きちっとどういう方向に行くかということも、この委員会の進め方についてもいろいろ試行錯誤しながら、ひとつにこう導いていったと思いますので。今、中川委員から定数を決めてから、そういうことを議論して、それで委員会

の構成、複数制をとれるという、とっているということを前提で、議論していったほうが、私はいいのかなと思いますので、そういう方向付けをしていただけたらいいかなと思います。

委員長　　今、中川委員と小野委員のほうからも、定数を先に決めて進めていってどうかということでございますけれども、進めていく中で、今の現状のまま維持でいくのか、また今、住民の方からいろいろ言われておりますように何名かを減にしてやっていくのがいいのか、いろいろとあると思いますけれども、その点について、これからその定数について決めていくということで、減の方向でいくのがいいのか、今のまま15名を保持していくのがいいのか。いろいろ皆さん意見があると思いますので、その点について、皆さんの意見を聞かせていただきたいというふうに思います。　中川委員。

中川委員　　斑鳩町の代表監査委員をつとめておられる辰巳さん、辰巳先生におかれましても、これはあの人の個人的な見解やけど、議員というのは、闇雲に減らすものではないと。やはり住民の代表であるから、議員を減らせば、住民の声が届きにくくなると、だから闇雲に減らすものではないでしょうねと、あの人の考え方としては、そういう考え方なんです。長期的に斑鳩町の財政の見通しも、今の15名でずっと来て、それで斑鳩町が赤字になるのかといえば、財政調整基金は取り崩しは計画しておられますけれども、斑鳩町としては成り立っていくような計画も立てておられるし、極端に10や12やとか、そういう思いはないですけども、世論としては、よその近隣の市町村は減らしているやんかと、斑鳩町も減らしたほうがいいんじゃないかと、住民の人の声はあるけれども、代表監査委員さんが言わはるように、闇雲に減らしてやっぱり住民の人の声が届きにくくなるということがあったら、やっぱり議会としての、まあ言うたら責務が果たせていない、議員としての責務が果たせないのかなと。そのような思いもありますから、極端に減らすことはないにしても、多少は減らさんと、住民の人は納得せえへんのかなというように思いはあります。せやから、今委員長言われるように、減がええのか、

このままがええのかという話をされたんで、多少は減らさんなしゃあないのかな。

委員長 その辺を住民感情がそうやから、減のほうに持っていきますねんというのがええのか、ではなしに、議会としての機能を考えてどうしていくのかというのもしっかりあると思いますので。この辺はかなり難しいと思うんですよ。だから、できるだけ皆さん、いろんな意見を出していただいて、まとめていけたらなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。 小野委員。

小野委員 確かにそういうことなんですが、今までのこれらの資料読んでいただいたら、そのことについてもいろいろ議論してますしね、結果的に、住民から言わせば、私も議会へ来てなかったら、この議運も話ししてたと思うんですがね。議会へ来てなかったら、こんな減らせやと。こんな簡単なことなんですよ。で、今、議選の監査委員さんからも貴重な意見をいただいたと私は喜んでいるんですけどね。代表監査委員さんもそういうふうな意見でね。ただ、そのいろんな話の中で、先輩議員、松田議員が、その住民のことばかりを迎合するような形で減を言うて人数を決めていくのは、これは、議会として、議員としての資質にも欠けるのと違うかと、そのようなことも言うておられるしね。

先日の郡の議長会の研修会するときにも、まさしくね、議会という組織は15名以下ではおかしいと。だけど、おかしいことをやっておられるところに対しては、おかしいよと言う、そんなこと言う必要もないしね。

やはり毅然とこの15名というのを堅持していくべきだと、私は思っています。その上で、複数制を採り入れられたということで、委員会の充実を図っていくと。今のような常任委員会を堅持して、そのなかで常任委員の数も、当時は5人という、15人にしたから、5人ということを出発しているし、3常任委員会ということで、5人という常任委員会の人数は、これは本来はノーなんですよね。だから、複数制を利用して、6名から7名ということで、定数については、私はもう今までの議論、このときに資料としても出してもらったけど、議会費がどうなんやと、

全体でということで、7町でのパーセンテージ、1.2、一番低かったんですよ。せやから、健全に議会費は使っている、16名でそうして使っている、という資料も添付されていたと思う。まあ、今回も、中川委員からそういう発言をいただいたということで、私は、逆に、中川委員に参考意見言うてくれるかということでね、議選の監査委員として、監査委員としての議員の定数も聞きたかったんですが、先に言ってもらっているしね。代表監査委員が、住民の目からということで減にしようというもええのと違うかなということと、やはり今の財政的なことから言っても議員の数15名、増やすということは、あまりちょっと無理なんかなと思うんですが、15名堅持ということと、私は当初に申しあげておきたい、そのように思います。

委員長 他にございませんか。 飯高委員。

飯高委員 事務局から詳しい内容の時系列的に資料いただいて、ありがとうございます。平成17年5月27日から、その議論が始まっているわけなんですけれども。当時、私もこのときには議会へあがって2年目ということになりました、なかなか議会の内容もわからないままに進んでいったかなということで、これ読んでいる間にそういう感いたしました。深い議論、いろいろと、いろんな角度からされてたと思います。結局、平成18年の3月定例議会においては、満場一致であるものの、それが賛成多数ということで終わっておりますけれども、それから現行の定数ということで。

その中で、発議者のほうから、最後の分段ですけれども、原稿それとお読みさせていただくと、「現在、地方自治法の見直しが行われようとしております。1議員1常任委員会に所属の撤廃される可能性があるなか、今後、自覚と責任ある議会運営を目指すために、さらに調査、研究、改善の必要がある」と述べられているんですね。そうやって、決まって、また実際に、今の現行の議員定数が実施される間のあいだに、議会運営委員会の委員、当時、松田委員が、さらに今後、地方自治法の一部が改正される、要するに、複数常任委員会制度が可能になるという方

向のなかで、もうちょっと一歩進んで議論を進めていってはどうかという  
ことで、これについてさらに常任委員会のあり方と議員定数の削減に  
ついての討議素案が提出されているわけですね。それをいろいろと見て  
みますと、やはり前向きに、それも議会としての機能を果たしながら、  
なおかつ、常任委員会のことにもいろいろ触れられて、最終的には、自  
分の議員定数13名ですか、言われているわけですね。そのなかにおい  
て、その議論は深くされなかったわけですが、今回、この複数常任  
委員会が導入されてですね、いよいよ確かに議会としての責任を果たす  
という意味においては、充実したその改革をしていかなければならな  
い。委員会の定数も今後考えていく必要があるし、一方では、先ほども  
住民の声というのがあります。その中で、やはり今後ともそういった前  
向きな討議素案を提出していただいているという中であって、やはりこ  
れ細かく見ますと、かなり煮詰められた、松田議員の思索の中でされて  
いる素案、これを云々じゃないねんけども、やはり議員としての責務  
云々、それも含めて委員会の定数、結局は削減という方向に対してです  
ね、やっぱり前向きに検討していってはどうかなとは思いますが。

私の提案ですが、やはりこれからこういった委員会が何回か重ね  
られていく、まずは各おのおの委員としてはそういった素案を提出しな  
がら、その中で煮詰めていくというのも委員会運営をする上においては、  
正しい結論が見出せるかなと思いますので、私としてはそういった素案  
を提出しながら、その中で議論していく必要があるかなと。

定数削減については、確かに15で複数になった、それだけで削減云々  
ではないんですけども、やはり深くその辺を考えながら、私としてはこ  
の松田さんの素案を見る限りにおいては、今の定数を削減の方向、つま  
り、11から15とかありましたけども、13ということで、その辺を  
視野に入れて考えているということです。

委員長 飯高委員が言われているのは、定数だけやなしに、委員会構成も含め  
てその素案を出していこうやないかということですか。

飯高委員 そうです。

委員長

小野委員。

小野委員

確かにその18年のときは、私は委員長として、里川さん副委員長ということで、今の委員長も議運のメンバーで入っていただいていた。それから中川委員は当時の議長として、参考の意見を述べていただいていますし、今、資料にもつけてもらっていますけども、松田議員から「常任委員会のあり方と議員定数の削減についての討議素案」ということで、理論立ててその委員会に出していただいた。で、松田委員もちょっといろいろ私に対しての嫌味も言っておられたこともあるんですがね。なんか私が時間稼ぎをしているとか、延ばしていつているとか、そのことを置き去りにしているとかね。確かに里川委員長の時に、自治法が改正になることについても、あり方についても議論しましょう、また要綱も皆変えていきましょうということで、当時の中川議長から諮問を受けていますし、それを受けた委員長として、議会運営委員会のやり方ということについていろいろやっていたんですが、松田さんもまだこういうことを根に持っていたんかなということがね、ちょっと披露させてもらったから、皆さんどういう意味かわからないと思いますけどね、進めていくときに、私がいかに引き延ばしているという感じで、まだ初めのころですけどね、「倫理条例やないけども、なんぼ委員会やって、そのことを咀嚼しながら委員長、副委員長でまとめても、皆蹴られたと。蹴った覚えのある人もおるやろしな」と、私のことを指して言われたんですがね。これは倫理条例を制定した時に、松田委員長が仲裁というか、仲を取り持つということで入っていただいたんですが、余りにも対案が粗悪なものだったから、私はそういうものを受け入れないということでまとめてしまったので、委員長その後で辞任されたという経緯もあるんですがね。やっぱり委員長としてまとめる、いろんな対案があった時にまとめるのは、2つをぱんと合わせてぱんと割るだけでは、私はちょっとそういう感覚で受けたから、もう委員長退けてくれと。そして議論するということで、今の政治倫理条例ができたわけですが。まあそのことはさし置いて、先ほど申しあげた松田委員の討議素案ということに、結局3つの形

を打ち出しておられるんですね。議員定数を15人とした場合、常任委員会の構成は7人ということでやると。それから13人とした場合、そして11人とした場合と、3つのパターンをつくっていただいた。そして複数常任制を採り入れていけるという方向はこの時点で決めていましたのでされたんです。そしてまあ、今はなぜ堅持していくということは、今の常任委員会の構成は6名です。当時、私は過半数を超える常任委員会ではちょっとまずいのではないかなということも言いながらやってきたんですが、そのいろんな議論の中で、やはり常任委員会もう少し多くてもいいんじゃないかなと。それからいろいろ苦労していた段階でね、15名、奇数にしておけば議長採決という、そういうことも起こりえると。そしたら、その時の委員さんなんかでも、そしたらなぜ委員会が6やねん、偶数なんやと言うことも指摘されたこともあるんですが、どうしても人数がうまくいかないということで、6人とした。だけど今、この4年間、その委員会条例でしてこられた中で、運営の中で、私は1年間しかあれですが、常任委員会の人数7名にしても、別にその私が懸念していた本会議での過半数には当たらないんですね。過半数で決着つくということには当たらない、だから、中には15名を堅持して、この松田さんのひとつの提案として、3つ並べておられて、その中で、確かに今、飯高委員がおっしゃるように、松田さんの一番なかの提議されているのは、この13人だということなんですが、私は今の15人にした場合は常任委員会の構成は7人にしたらどうだろうという提案もしておられますので、私はやはりこの提案がやはりいいんじゃないかなと思っていますので、15人を堅持したい。

このいろんな中でね、言ってみたら、他の議会が下げているんだと、だから下げないかんといい考え方をね、私は、全然その議論する値打ちもないんだと、議員としてね、値打ちもないんだということで、再度申しあげたいなど、この前の議長会の講師の先生も、15名以下の議会というのは、やはりみんなの意見を取り上げてきているという、そのことで下げればいいのかというような考え方は、私は議員として考えるべきではないと。下げることによって意見が偏ってしまう、ということもありますのでね。また、過去に今の定数でね、無投票やってんとか、立候補者

少なかってんとかいう、そういう選挙体勢であったんならね、やっぱり下げてしまってもいいん違うのかなと、いうことにもなってくると思いますが、選挙戦は必ず、私が知っている限りでは、選挙戦は毎回行われていると。そういうことも勘案していけば、やはり財政的にも無理がない、また機能的にも15名というのが、最低数の議会という機関の数だということになるのが、やはり15名を堅持して、そして今、飯高委員から13名で、今の常任委員会の構成が6人だと、だからこれクリアするんだらうという意見もあるのかなと思いますが、いやそうじゃなくて、松田元議員の意見を考えてみたら、その1番最初に書かれている15名とした場合、常任委員会の構成は7名、だから、そこまで今の6名を7名にかえていくと、そのほうが私は議会としても機能、権能を高める上でも委員会中心主義を堅持するというのも、高らかに謳いながら議会運営を皆さんでやっていただいているということもありますので、そのほうにぜひとも意見をまとめていきたい、そのように思います。

委員長 今、小野委員のほうから定数は15名でいきたい、また飯高委員のほうは13名で、2つの意見が出ております。これは一応基本として松田さんが残してくれました資料に基づいて、だいたいこれがええのと違うかと、というような形でいろいろ意見を言っていたいております。

他委員さんのほうで定数について、そやなしにこうやという意見があれば、お聞きしたいと思います。 辻委員。

辻委員 私も松田さんのやつ読ませてもらい、なかなかうまいこと書いてあるなというような気もしますけど。今まで私も1期と1年させてもらう中で、やはり住民をおいてというのは、なかなか今の感覚では難しいなと。住民感情ではやはり議員定数を削減ということに、まあ極端な削減はできませんけども、ある程度やっぱり削減の方向で、やはり委員会としては議論を重ねてほしいなということで、13にするのか、意見としては12と出てますけども、12にするのか、13にするのか、11もありますけども、その辺もいろんな各議員の思いもありますんで、その辺も慎重にやっぱりこれからある程度やっぱり審議、削減の方向で審議して

いただくということがええのかなというようなことで、考えてさせていただいています。

委員長 他の委員さん。 木澤委員。

木澤委員 私は結論から言うと、15名を堅持していくべきかなというふうには思うんです。今なんで住民さんは議員の定数を減らせというふうに言ってきたかという、ひとは財政の心配をしてはるというのもあるんですけども、もうひとつが政治がものすごく悪いと、もう国の政治なんか見てもね、住民にしわ寄せを寄せるような政治がきて、国会議員と地方議員となかなか区別もつかないですけども、議員は何してるねんという思いがあって、例えば、公務員減らすとか、議員を減らせという形で住民感情になって現れてきているのかなというふうに思うんです。その住民感情に対して、以前にね、定数1名減の報酬削減であわせて2名分の経費削減という形で、一定住民感情に対する対応っていうのはしてきたというふうに私は思うんです。ただその中で議会制民主主義という今の形がある中で、住民の期待に応えようと思うと、ほんまに定数削減をすることがそれに応えることになるのかなという、やっぱり私はそうじゃないというふうに思うんです。議会として求められている責任や役割をどう果たしていくかということと言うと、今、全員協議会なんかも開いて、議会議員としても研修を重ねて、自分らの質を高めていこうというふうに、改革を何回も行っていつていますけども、やっぱりそういった方向で議会の権能をもっと強化していく、充実をさせていくという方向で、自分らが果たすべき責任をどう果たしていくのかというふうに考えるべきかなという思いを持っています。

定数を減らしていくということは、住民の声がなかなか政治に届かなくなると、より少数の声が定数削減によって削られていつてしまいますんで、私は本来でしたら議員定数は増やしたいと思っていますけども、今それは住民さんの感情にまっこうからもう逆らうことになってしまうんで、今なかなか定数増やすとか、報酬増やすとかいうことは情勢的に難しいというふうに認識を持っていますけども。果たして住民が求めて

いること、議会に対しては、住民感情としては定数減らせということですが、それをやってしまうことが本当に求められている答えっていいのか、解決方法に繋がるのかなということとそうじゃないと。だから私は15名というのはきちっと堅持して、議会の権能をどう高めていくかということで、むしろ議論をしていくべきではないかなというふうに、定数の関係で言うとね、そういうふうに思っています。

冒頭に定数の話を先に決めてはどうかということで議論をしていただいていますけども、複数常任委員会制をとることによって、どちらの議論が先でないと、関連がね、成り立たないというふうにもなっていないと思いますのでね、それは定数は定数できちっと議論して、委員会構成なんかは委員会構成でそれぞれ議論をしていくということでもいいのかなと。私も松田さんの以前の案というのは見せていただきましたけども、このとき、自治法が改正される前に1人1常任委員会制の下で、こういう提案を、15人とした場合、もともと3常任委員会堅持して、その下で議員定数はどうあるべきかというふうに言ってはって、今後、複数常任委員会制になるんで、新たに今後議論していったらいいじゃないかと言っているんですけども、松田さんがこの時点で提案している議員定数というのは、1人1常任委員会制のときの定数の提案であるんで、これは私今、参考にはならないと思うんです。新たに複数常任委員会制のもとで、定数は定数でももちろん議会としてはどういう形でよい審議をしていけるのかということで、そのことはきちっとした議論ができるような体制をつくって、最低限確保するということは必要ですけども。だからといって、委員会構成がこうやから、議員定数こうじゃないとだめじゃないですかというような、議論の方法としては、そう持っていくべきでもないのかなというふうには思っています。

委員長 小野委員。

小野委員 今の副委員長の、資料的にね、確かに2回出していただいているんですがね。けど今、飯高委員が前段でこう言うてたのがね、議員定数が確定した後、その確定させる時に、当時の里川委員長がね、自治法も改

正になると、で、そのときに議論したらいいと、それで15人ということで3常任委員会の、 $3 \times 5 = 15$ やね、5人ということで、17年度、ということは18年の3月議会で条例改正したんです。その時に意見としてね、複数になった時にはということで、その改選後、18年の役員改選後、私が委員長で、里川議員が副委員長になっていただいて、そのときに私のほうから、複数制を採り入れるかどうかという議論をして、複数制を採り入れたときにはどうやと。そうしたらその時に、もう1回議員定数を検討しようというような意見で松田議員がおっしゃったので、いやもうそれは全体としてね、18年の3月に一応議員定数を条例を本会議で決定してると。だから続けてそれは固定させたものでいかなんのとちゃうかということで、また提案してもらったんです。それが先ほど飯高委員がおっしゃったように、18年の8月29日の議会運営委員会の資料としてね、添付してもらっているんです。そこに15人とした場合、13人とした場合、11人とした場合、常任委員会はこうだということで、松田委員は13人とする検討提起ということでね、委員会に出してもらったと、そういう経緯があるんです。今の、1回目に里川委員長のときに、出してもらったこともあるので、それとはもちろん並行した同じような意見でおっしゃってたんですが、松田委員は皆そういうことやから15人で同意すると、最終的に言ってもらったので、本会議にかけた。ただ、その時には全協でも起立採決をしておいた方がいいのではないかということもあって、いろいろそこまでせないかんなかなというような、私の意見と松田さんの意見とで、いろいろやりあったことも載ってます。それで、今の中西委員長が議長の時に起立採決ということで決めていったら、その本会議場で座っていた人がいたと。だからあわてて賛成多数、だから実質的には満場一致でのことであつたということで、次の時に引き継いでいったと。それで中川委員が議長になったので、そこから諮問受けて、15人は固定したままで、複数制を導入ということで議論していたんですが、やはり、もう1回、松田さんは定数もやろうということと言われたんですが、私が強引にというか、それはもう解決しているということでね、副委員長と結論付けていった。それに対して松田委員はだいぶ嫌味も言うておられたけど、やはり流れ

として、今の委員会条例に賛成してもらえたということですのでね。ただ、その時に提案された、これを飯高委員はこういうことも言っているだろうということですので、私はそれに対しての意見を、やっぱり常任委員会の委員を7名に増やしたらどうやろうと。それと、これはそのときも議論したんやけどね、住民が減らしたほうがいいということに対してね、なぜなのかという、財政的にというような話もあります。だけど財政的にということは、それだけ今、代表監査委員の、監査委員さんからの目から見ても、議員を即減らさないかんというようなね、そんな状態ではないということをおね、やはり皆で話した。こんなこと言ったらね、同僚議員をちょっと誹謗することになるかもわかりませんがね、自分が選挙の時に報酬は3割にしますと言ってましたから、この前に、報酬の検討をするというときに、提案で3割というような話をされた議員さんいましたよね。最初のときの副議長やって、議運のメンバーですよ。けど、今までの議論にしても、そういうことはもう、ちょっと言い出して、もう取り下げだとかね、そういうことも言っておられるんです。だから、住民から見るとね、議会というのは、15名は絶対に必要なんだと。当時そのことも議論したら、14名でやったんかな、そういう時もあるので14名でもできるやんかと。いうことにはなるんやけどね、何もあえて少人数でやっていくということが、住民のためになるんかということになっていったら、今、副委員長がおっしゃったとおりです。できるだけ増やしたほうがいい、議員の数。財政的にもよかったら、それは増やしたほうがいい。いろんな意見を吸い上げていろんな議論をするのが議会ですし、意思決定機関の数で、5人で意思決定機関だというのは、こんな住民の意見を全然、ためにはならない、いうことをね、もっと議員は認識してもらいたい。私は当時からもそう言ってたし、そういう方向で進めてきたし、皆さんにも理解してもらったと、15人で決定した時はね。そのように思っているんですが、複数常任制を採り入れたときに、採り入れられるんかと、だからこうしたらどうやという提案を確かにしてます。けど、その定数をさわることは、そしたら、さきほど冒頭に中川委員が言ったように定数決めたらどうやという、なぜそれに同意したかと、それは議論の進め方として私は進めやすいんやろ

などと思うから、まず定数を決めようということで、皆さんの意見を集約してもらえたら、委員長、副委員長に集約してもらえたらいいかなと思いますねけど。何回も言いますが、住民の目線での議会というのは、何をしているところやということ。皆さんに選んでもらっているんですよ、選んでもらっていますが、何をしているのと、何をしているのとか、どういう機関やということをもっと説明しないかん。何か、どここの道を頼んだらあの議員に言ったら道が広がってんとかね、そんな議会へ来られて何やけど、私には執行権はないんですよ。それをいかにも執行権があるように振舞っているという議員さんもおられると思いますけど、勘違いも甚だしい。だけど、執行機関に対してのチェック機関というのはそういうものじゃないと思います。そのチェック機関のことで何かを引っ張ってくる、それもひとつの議員の仕事なんかもわからへんけど。本来のしっかりした議会のあり方ということでね、今、議会改革のことも入っているんですから、議員の体質をもっとしっかりと考えていかなあかん。そういった意味では、住民目線、自らの機関の人数を減らしたら、住民はええと思っはるとか、だからせないかんというようなね、安易な意見は私はもう金輪際聞きたくない、そのように思いますので、よろしくお願いします。

委員長

今、小野委員のほうからいろいろ意見いただいています。それで定数についてはいろいろ皆さん意見を持っておられるんで、その中で、これもまとめていくのもなかなか難しいなという思いもあるんですけども、先ほども飯高委員のほうからも、意見について、皆さん個々に研究していただいて、その意見を出し合う、次にというように出しあって、それでしていただいたらどうですかという意見もございました、できれば次回にそういうふうな形でまた進めさせていただきたいと思いますねけど、皆さんその辺の定数、また委員会構成等について、ある程度自分なりの考えというのをまとめていただければなど、文書で出していただくのがいいのか、その場でまとめた発言していただくのがいいのか、その辺ちょっとあれですけども、そういうふうな方向で出していただければなどと思うんですけども。今、このまま続けてやっていっても、同じよ

うな意見ばかりで前へ進んで行かんというようなことも起こると思いますんで、今日はだいたいこれぐらいで、次回にそういう形で、皆さんある程度時間ありますんで、その間まとめていただいて、その意見をまた出していただいて、次に進めていければなと思いますけど、どうでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは、この件についてはこれをもって終わっておきたいと思えます。

次に、②長期欠席議員の議員報酬等の支給についてを議題といたします。

前回の委員会で、条例は見てわかりやすい特例条例とすること、また、減額支給の対象を議員報酬と期末手当の両方を対象とすること、減額措置の対象となる欠席事由としては、自己都合、疾病等、また、刑事事件による逮捕・拘留を対象とし、公務災害やこれに準ずるものは対象から除外すること、議員活動ができない期間については、会議等の欠席期間をもってみることなどを決めていただきました。

きょうは、もう少し詳細に詰めていきたいと思えます。前回配布いたしました資料の3ページをお開きいただきたいと思えます。議員活動ができない期間を会議の欠席期間でみると決めていただきましたので、

(5)の②会議の欠席期間を議員活動ができない期間とする場合ということで、減額措置の対象要件となる会議等の範囲について、ご意見をお伺いいたします。この表の右側に5つほど例示をしておりますけれど、どこまでを会議等に含めていくのか、ご意見がございましたらお受けいたします。

飯高委員。

飯高委員

上から、定例会、また定例会もしくは臨時会ということで、細かくは議員派遣までいろいろ書いているんですけども、分かりやすいのは、定例会ないし臨時会ということで、それに対して行ったらいいのではな

いかなど、私は思います。2番目。

委員長 今、飯高委員は、定例会・臨時会を対象にしたかどうかということでございます。他の委員さんのご意見をお願いします。 中川委員。

中川委員 全議員対象になる、今、飯高委員おっしゃったように、②番目の定例会・臨時会。開会中・閉会中の委員会を入れますと、対象にならない議員も出てきますので、全議員が対象である定例会・臨時会ということで、私も結構かと思えます。

委員長 他の委員さん、どうですか。 辻委員。

辻委員 私も、本来、委員会もと思ってましてんけども、なかなか委員の構成も難しいということで、入っておられる委員とばらばらになりますので、一番わかりやすいのは、定例会・臨時会、2番目がいいのかなというような思いでさしてもらってます。

委員長 小野委員。

小野委員 そういうふうに思いますねんけれどもね。一方では、結局、議員報酬が、日給制云々の話も取り沙汰されてるし、そうしたら、本会議、定例会と臨時会だけが年何回出てるだけやんかと、それにこんだけ、定例会も臨時会もないときに報酬はもらえるのかという、そういう見方にもならないのかなと今ちょっと心配してるんです。だから、減額措置の対象要件となる会議等ということについては、やはり一番下の議員活動という、議員がこれらをもって報酬を受けているんだという観点から、その、そこにあるこれらのことを全部のことを含めたほうが説明が付きやすいかなど。議長も、私は日ごろいろんなことやっているんだと、だからそんな日給とか、時間給とかいう対象にはならないんじゃないかという基本的な考え方、私は、それに同感です。それだけで弾いてもらう、こんなん言うたら仕事に対してのあれやけど、単純にルールに乗った仕事

を何時間動かしたら、いくらいくら貰っている賃金制度、それではないと思うね。だから、分かりやすいのは、定例会・臨時会で、ここで線を引くことだと思うんですが、そういう点からそう決めるより、やっぱり全部っていうか、これらを休んで、住民のためにいろいろやっているのに、仕事してないという考え方あるかもわからへんけどね。だから、どうなんかな、複雑になるんかなっていうことになるんやけどね。私はこちらのほうで、運用をうまくやっていくのがベターではないかなと思いますので、意見として申しあげますけど。

委員長 中川委員。

中川委員 今、小野委員おっしゃっている、一番下、研修・視察・現地調査、また委員会。複数制採り入れている斑鳩町としては、ひとりの議員で委員会の数が違う、所属してる数が違う。で、常任委員会によっては、視察行く常任委員会もあつたら、行かない常任委員会も出てきているので、不公平、公平性に欠けると、議員の立場から言うたら。数多く入っている委員は多く休んだ計算になってしまいますやんか、例えば入院しててもね。常任委員会も入れると、そういうことになるし、常任委員会で研修に出てる委員さんが入院してたら、それも欠席扱いになるけれど、常任委員会で研修行ってない方が入院されたら、それは欠席にあたらぬ。だからそういう不公平感が出てくるので、私は、やっぱり定例会・臨時会。各議員が同じ数で計算できるようにしていただいたほうが、公平性に欠けないのではないかな、そのよう思います。

委員長 小野委員。

小野委員 ちょっと休憩して。

委員長 暫時休憩します。

( 午前 11 時 06 分 休憩 )

( 午前11時20分 再開 )

委員長 再開いたします。 木澤委員。

木澤委員 定例会・臨時会ということで、公平性の観点から提案もあったんですけども、実際に実態に即した形で、しかもその復帰がいつになるかということも考えますと、5つ目の研修・視察まで含めていただいたほうが、実態におうていいのかなというふうに思いますので、いかがでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

委員長 そうしたら、今、木澤委員のほうから提案がございました、対象となる案件の一番下、5番目の会議等減額措置の対象要件となる会議等につきましては、「定例会・臨時会、閉会中に開催される委員会、協議又は調整を行うための場及び議員派遣」を対象の会議等といたします。

それでは次に、(5)の③刑事事件による逮捕・拘留された場合ですが、減額等措置の対象期間を会議等の欠席期間によらず、実際の期間、すなわち逮捕・拘留された当該期間とすることでよろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長 異議がないようですので、刑事事件により逮捕・拘留された場合の減額等措置の対象期間については、逮捕・拘留された当該期間といたします。

飯高委員。

飯高委員 今、個別事項について議論のなかで、(5)①ですね、これ、前は回答はあったですかね。これを見ますと、まだ答えが出されてなかったような感じしますので、ちょっと再確認という意味で、(5)の①。

委員長

暫時休憩します。

( 午前 11 時 20 分 休憩 )

( 午前 11 時 21 分 再開 )

委員長

再開いたします。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。

表 3-3 ですが、議員報酬と期末手当のそれぞれについて、会議等の欠席期間とそれに対応した減額率について決めていきたいと思います。

具体的に期間と減額率を言っていただいても結構ですし、20 団体の条例を以前にお配りをしておりますので、どの市町村のやり方というふうにおっしゃっていただいても結構かと思っておりますので、ご意見をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

今、町の職員さんの規定なんかはどういうふうになっているのですか。

委員長

藤原議会事務局長。

議会事務局  
局長

職員の場合につきましては、病気休暇が 90 日認められております。

そしてそれ以後休む場合につきましては、それ以後 1 年間につきましては 100 分の 80 の支給となっております。

木澤委員

今おっしゃっていただいたような形で、職員さんと同じような体系を作っていくということになると、120 日休んで、91 日目以降ですが、20%カットという形になるのかな。それ以降のこと、ちょっとまだ今、決めかねていますが。職員さんと同じ形で考えるんやったら、90 日で 20%カットというところはどうでしょうかね。

委員長

だいたいよその町も、90 日からカット。

小野委員。

小野委員　　これまあ今、こういう形で作ろうということなんですが、この方が、議員で、病気で休んでんのに、報酬もろてんのんかとかいうような意見で、それに対応することになりますのでね、職員と同じような率で、私はこれもあるということで、対応もしているということで、職員と同じ率、それで結構だと思います。

木澤委員　　他、ございませんか。　木澤委員。

木澤委員　　90日以降で20%カットっていうのが今、職員さんと同じ体系でいいんじゃないかと。で、それ以外の部分、それ以降で休んでいくとどうなるっていうのか、職員さんの規定ではどうなっているんですか。

藤原議会事務局長。

議会事務局長　　条例上では、1年を経過した場合については無給になります。ただし、給与に関しましては、生活給でございますので、生活していくものでございますので、これについては、共済組合のほうから、約、ちょっと率のほうは忘れましたが、7割か8割ほど、共済組合から補填をされているということで聞いております。

委員長　　職員の場合は、給料自体はなくなるけれども、組合のほうから補填してくれると。　中川委員。

中川委員　　議員の場合は、そういう共済組合から報酬を補填してもらおうというような制度はないんで、そこは職員さんが組合から補填される部分はあるという形にして、職員さんと同じ率というのか、入ってくる分に対する率に合わせといたらどうかなと思うんですけど。

委員長　　小野委員。

小野委員　　本来は、私らは、報酬ですので、生活給とも違うという、ひとつの見方もあるんですが、報酬というのは、議員資格を剥奪されない限り、や

はり報酬は受ける権利というのはあると思うんです。今までもそういう意味で3か月休まれても、そのまま報酬は支払いされていたと思うんですが。ただ、やはり、私が議長しているときに、ある議員が何か月も、半年以上休んで、その中で、どうなってるんだという。今回も、多分、嶋田議長も、そういうことでいろいろ、議会としてどうするんやということから、これ、諮問されたと思うんですが。こういう制度があるということだけでいいので、私は、1年経過すれば、無給にするっていう、そういう考えはなしで、90日から100分の80ですよ。そのまま結構だと思いますし、90日がいいのかどうかということは、ちょっともう1回議論してもらってもいいと思いますけど。無給っていう制度まではやはり採用しないほうがいいんじゃないかなと思いますので。

委員長 今の資料の中でも、1年以上支給しないというのは、1件だけかな、いや4件か。それもせやけど、資料見てたらなかなか難しい。 辻委員。

辻委員 報酬は、今言われるように、ある程度、生活給というような感じもありますので、やっぱりあんまり減額をするというのも、20にするのか、30にするのかは別として。1年以上したら、30にするのか、50にするのか、あんまり1年以上も休んでたら、同じ20%はどうかなと思いますので。30にするのか、50にするのか、今言うてるように、単純に90日以上1年までは20、それ以降は、1年以上は30にするのか、50にするのか、それと併用して、賞与、ボーナスをどないするのかというのが出てきます、賞与ここに。

委員長 ボーナスの場合は、前回に中川委員が、報酬と関連してでてくるやつやから、ボーナスもということ。

辻委員 割合。個々に。

委員長 せやから、支給、報酬の何%になっていきよるさかいに、減りよるさ

かいに、それはボーナスも同じように。

辻委員。

辻委員

わしは、報酬は生活給みたいな感じやけども、あと賞与はやっぱりある程度、勤務してきた賞与やから、生活給とはちょっと違うから。やっぱり1年以上も休んだら、全額なしでもええのと違うかなという気はするんやけれども。

委員長

ちょっと休憩します。

( 午前11時35分 休憩 )

( 午前11時43分 再開 )

委員長

再開いたします。

今、この関係について、いろいろ意見いただいているところでございますけれども、このなかで職員の関係はどのようになっているのかということでご意見いただきまして、今、局長のほうに調べていただきましたけれども、担当がないということで、資料が出てきませんので、次回、その資料を持ってきていただいて、提出していただくと。その中で、再度、この件について協議していきたいということをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 異議なし )

委員長

それでは次に、2. その他についてを議題といたします。

委員さんの方から何かご意見等ございましたらお受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、私のほうから、飯島町への視察の件につきまして、ご相談をさせていただきたいと思っております。

まず、現在までの進み具合について、事務局より報告願います。  
藤原議会事務局長。

議会事務局長 それでは、飯島町視察の件につきまして、現在までの状況をご報告させていただきます。

お手元の飯島町視察研修及び住民交流行程表（案）をごらんいただきたいと思います。10月28日（日）、朝7時半頃に斑鳩町を出発いたしまして、中央自動車道の駒ヶ岳サービスエリアで昼食をとり、いいちやんまつりの会場となっております飯島町文化館で、物産販売のお手伝いあるいは飯島町住民さんとの交流を約3時間程度していただきます。その後、交流会といたしまして、飯島町議会と斑鳩町議会の交流を、夕食を兼ねまして行っていただきます。この交流会につきましては、飯島町議会のほうでご準備いただくこととなっておりますけれども、まだ現在のところ、会場等詳細につきましては、決定をいたしておりません。その後、宿泊先へ移動していただきますが、飯島町町内の宿泊施設でありますホテル陣屋というのがございますけれども、それにつきましては既にいくつか予約が入っております、全員が宿泊できる状況ではございませんでしたので、飯島町役場から、お隣の駒ヶ根市のビジネスホテルを予約いたしております。飯島町役場から約8キロ、時間にしまして約20分のバス移動となっております。

翌29日（月）は、ホテルから飯島町役場までバスで移動いただきまして約2時間程度の研修をしていただきたいと思います。

視察後は、途中、昼食をとっていただきまして、斑鳩町へ帰ってくる予定をしております。以上が、現在、考えております行程でございますが、今後、詳細な打合せを行うなかで、時間等若干の変更があるかとは思いますが、ご了承賜りたいと思います。

なお、この視察につきましては、全議員の視察でございますので、斑鳩町議会議員の行政視察等派遣に関する要綱第10条第2項の規定により、議会運営委員会が計画書を作成し、議会の議決を得なければならない、となっておりますので、次回の議会運営委員会で計画書につきましてお諮りいただきたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 　ただ今の局長からの報告につきまして、何かございましたらお受けいたします。

（ な し ）

委員長 　ないようでしたら、飯島町視察の件について、私のほうからご相談をさせていただきたいと思います。

平成17年の飯島町視察では、当時の議会運営委員会で、議運の視察を行わずに、その分の予算を飯島町視察の経費に充てたという経緯がございますので、今回につきましても、議会運営委員会の今年度の視察は行わず、飯島町視察にこの予算を充用していきたいと思っておりますが、皆さまのご意見をお聞かせいただければと思います。

（ 異議なし ）

委員長 　ありがとうございます。それでは、今年度の議会運営委員会の視察は見送らせていただき、飯島町視察の経費に充てさせていただきます。

議長の方から何か報告等ございますか。

議 長 　ございません。

委員長 　それでは、その他についてもこれをもって終わらせていただきます。以上をもって、本日の議会運営委員会を閉会といたします。長時間ご苦勞さまでした。

（ 午前11時47分閉会 ）